

和解の仲介の申立てに当たって

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害の賠償に関する紛争について、当センターに和解の仲介を申し立てるに当たっては、以下の事項をご確認ください。

申立てに必要な書類について

当センターへの和解の仲介の申立てには、基本的に、次の書類が必要となりますが、申立書の受付後、このほかの書類を提出していただくこともあります。

また、申立書など当センターに提出する全ての書類は、提出分とは別にその控えを手元に残しておいてください。

※申立ては無料です。ただし、送料、電話代、交通費などの実費は各自の負担となります。

※マイナンバーは申立書には記載しないでください。また、証拠書類はマイナンバーが記載されていないものとし、やむを得ずマイナンバーが記載された書類を証拠として提出せざるを得ない場合は、事前にセンターへご相談ください。

① 申立書（必要部数；3部）

- ・ 部数の内訳は、①担当の仲介委員用、②被申立人用、③当センター保管用です。
- ・ 原本として1部をお作りいただき、残りの2部はそのコピーをしたものでかまいません。

② 証拠書類（必要部数；各3部）

- ・ 部数の内訳は、①と同じです。
- ・ 損害額算定等のために必要な証拠書類（領収書、証明書など）は、できる限り全て提出してください。ただし、申立ての時点で提出いただかなくとも申立ては受け付けます。後日、提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出していただく書類は、全て写し（コピーしたもの）でご提出ください。なお、後日、原本をお見せいただくこともありますので、ご注意ください。

③ [申立てをする方が法人のとき] 代表者の資格を証する書面（必要部数；1部）

④ [代理人によって申請するとき]

- ・ 弁護士や司法書士（簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる者に限る。）を代理人とするとき 委任状（必要部数；1部）
- ・ その他の方を代理人とするとき 「代理人による申立てをお考えの方へ」をご確認ください。

申立書の書式について

当センターで参考書式を用意していますので、ご利用ください（参考書式の電子データは、当センターのホームページから入手できます。）。

なお、申立書の書式に決まりはありませんので、参考書式をお使いにならなくてもかまいません（例えば、既に東京電力に損害賠償請求等をしている方が、その請求書に書かれたとおりの金額を賠償することについて和解の仲介を申し立てる場合などは、参考書式の1枚目をご利用いただき、参考書式の2枚目以降に記載すべき事項は、東京電力に提出した請求書等の写しを添付していただくことで、これに代えるということでもかまいません。）。

申立書類の提出先・提出方法について

上記申立書類は、福島県内の福島事務所（郡山市）及び4支所（福島市、会津若松市、いわき市、南相馬市）で提出いただけます。また、下記住所宛に直接郵送いただくか、お持ちいただくことも可能です。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

〔申立書類の郵送先〕

〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 第8東洋海事ビル9階

原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所 受付担当